



2022年度 赤い羽根「災害時のボランティア活動資機材ネットワーク」助成公募 Q&A

ご質問	回答
1.応募について	
法人格は一般社団法人でもいいですか。	非営利団体であれば法人格の種類は問いません。
応募の際、添付する書類はPDF形式でいいですか。	応募書はワード、エクセルの形式でご提出いただきますが、任意の「本助成に応募する事業に関連する既存の資料等」についてはPDFで構いません。
応募書の必要書類のURL記入欄について、URLが長い場合等は、URLを任意の文字のハイパーリンクとして記入していいですか。	問題ありません。
応募書の「関係組織の連絡窓口」を記載しなければならないが、「資機材提供のネットワーク」は、ある程度、構築した上で応募すべきですか。	基本的には「災害時の支援活動のためのネットワーク（協議会等）としてすでに構成されているものがある」という前提で考えています。資機材提供のためのネットワークを新たに作る、というより、すでにある「行政・社協・NPOの災害支援のネットワーク」の機能として「資機材の保管があって、発災時にそれを提供できるしくみ」を構築する事業を対象としています。ついては、「関係組織の連絡窓口」には、すでにある災害支援のネットワークに入っている行政・社協・NPO等の連絡先を記入していただくことを想定しています。
ネットワーク体ですが任意団体です。応募は可能ですか。	ネットワークを構成する主体のなかに法人格をもつ団体があれば、その団体からご応募ください。法人格のないネットワーク体は助成対象となりません。
対象団体について、社協は「災害時相互支援協定等の締結がなされていること」が条件となっていますが、必須条件ですか。	応募時点で協定等を締結していなくても、予定があれば対象となります。また、相互支援協定でなくても、災害発生時に災害ボランティアセンター等に対して、資機材等の支援をすることが、なんらかの規程等で明文化されている（する予定がある）かで、審査の際に判断されます。
「災害時相互支援協定」等について、県内には政令指定都市が3つありますが、県かその政令都市のいずれかと締結すればよいということですか。	ご理解の通りです。
2.助成対象事業、助成の内容について	
既存の災害支援ネットワークに災害用資機材を供給するために、連携協働を進めたい団体に参画していただき、既存のネットワークを充実させる、という形であれば、「資機材供給に特化した新たなネットワーク」を構築しなくとも助成対象となりますか。	助成対象となります。
当県では、すでに資機材を県内複数個所に設置しています。既存事業の継続は対象外とありますが、設置場所を増やすことは助成対象事業になりますか。	既存事業を継続するための事業は対象外としていますが、既存の資機材体制やネットワークを拡充する事業は対象となります。
助成の規模感はありますか。（スコープ何本、一輪車何台、など）	規模感ということではありませんが、「災害発生時、特に初動から体制構築期（センター設置準備～1週間程度）の「被災市町村では物資調達に間に合わないタイミングの対応」や「急な調達が難しい品目や量の資器材」を、平時からの備蓄をネットワークすることで迅速な対応を図る」という趣旨にそって整備いただくものとお考えください。
保管場所の設置個所数はどのくらいを想定していますか。（都市部では、あまり多くは難しいと考えています。）	本助成は資機材の保管場所を整備し、その資機材を活用するためのネットワークを構築していただく事業を対象としており、保管場所を増やすことを目的としていないので、特に何か所以上設置しないといけないということはありません。
資機材を被災地に届けるというのは、「 <u>県内</u> の被災地に届ける」のが趣旨なのか、中央公募からの要請により「 <u>県外</u> の被災地に届ける」までを求められているのでしょうか。	「 <u>県外</u> の被災地に届ける」までです。広域災害発生時には、県域を越えた資機材提供を要請する場合がありますので、できる限りご協力いただくことを応募要件としています。
本助成事業については当年度限りですか。	現時点では今回と来年度の2回、同規模の公募を実施することまでは決まっています。その先については未定であり、2年で終わる可能性もあります。また、今回助成決定した団体は次回の助成を受けることができません。
発災時の資機材の調整は、これまでレスキューストックヤードさんなどが行っておられたが、この資機材ネットワーク助成との関係はどのようになっていますか。	本助成の実施にあたっては、JVOAD、レスキューストックヤード、にいがた災害ボランティアネットワーク、支援Pなどにご相談、調整しながら進めているところです。



2022年度 赤い羽根「災害時のボランティア活動資機材ネットワーク」助成公募 Q&A

ご質問	回答
3.助成対象経費について	
資産計上する必要があるような耐久消費財も整備対象となりますか。	具体的な資機材の種類にもよりますが、県外への貸し出し要請に可能な限り応えていただく、という条件の中で必要な資機材は整備の対象となると考えています。また、それが専門性の高い資機材の場合においては個別に審査の中で判断させていただきます。
倉庫を設置する地代も対象経費となりますか。 また、5年契約など長期契約で地代を先払うことはできますか。 リースで配備する物品も対象となりますか。その場合、リース代金を5年間前払いし、経費とすることは可能ですか。	助成期間内における保管場所等の賃貸料および資機材のリース料は対象とします。ただし、助成期間後の分の前払いは認められません。
チェーンソーなどの動力工具で利用するために燃料を備蓄しておく必要がありますが、その購入費は対象になりますか。	長期保管が不可能な燃料の整備は対象としません。
災害ボランティアセンター内のネット環境整備なども対象になりますか。	資機材提供に係る環境整備ではないと考えられるため対象外です。
資機材管理のためのシステム開発やキントーンなどを使ってシステムを構築する場合、その開発費用や導入費用は助成対象になりますか。	資機材管理のために必要、ということであれば、システムの開発費用および導入費用が助成対象となる可能性はあります。ただし、資機材の全国的な管理を行うシステムは、助成先で開発したシステムとは異なるシステムとなる可能性が高く、またリスト提出を依頼する際のフォーマットも異なる可能性があることを予めご了承ください。また、助成終了後に発生するランニングコストは団体負担となります。
助成期間終了後の倉庫リースやシステムにかかる費用負担はどうなりますか。	本助成では、あくまで資機材共有のためのネットワークの立ち上げに係る初期費用を想定しています。それにあたって発生するランニングコストについて、助成対象期間中の分は必要性があれば認められる場合があります。 なお、助成審査にあたっては、助成期間終了後に、そのコストをどのように負担していくのか、資機材共有のしくみの継続性が応募書から読み取れることが必要となりますので、応募書記入の際はご注意ください。
運搬や活動等で使用する車両や、重機などの購入は助成対象ですか。車両の維持費はどのように考えますか。	車両や重機の購入、リースについては、基本的に対象外と考えています。初動時等に必要とされることも多いと思いますが、長期の保管に向かないことを考慮し、除外しています。 なお、今回の資機材整備にあたり必要な車両のリース（現在1か所に保管されている資機材を複数個所に分散するための運搬用など）などが発生した場合は、応募書からその必要性が読み取れば対象となります。
助成で整備できる資機材として、エンジン機械工具などは対象となりますか。また、メンテナンスや専用備品、燃料、予備備品などはどこまで対象となりますか。	「災害発生時、特に初動から体制構築期（センター設置準備～1週間程度）の「被災市町村では物資調達に間に合わないタイミングの対応」や「急な調達が難しい品目や量の資器材」を対象としています。専門団体しか取り扱えないような機械や工具等とそれに必要な予備備品については、審査の中で個別に判断します。また、メンテナンスに係る費用は助成終了後も継続して必要な経費になりますので、自己負担となります。燃料は長期保管に向かないため対象外です。
資機材管理のためのコンテナ倉庫も助成対象となりますか。	保管用資機材にかかる費用も助成対象となります。
4.本助成で購入した資機材の取り扱い(リスト共有、提供等)について	
助成金で購入した資機材について、平時利用の制限はありますか。	平時に利用してはいけないということはありません。ただし、発災時のために資機材を保有しご提供いただくための事業なので、発災時に使えない状態になってしまえば助成事業の意味がなくなってしまいますので、発災時に迅速にご提供できるしくみが維持されていることが前提となります。



2022年度 赤い羽根「災害時のボランティア活動資機材ネットワーク」助成公募 Q&A

ご質問	回答
<p>資機材のリスト共有や提供は、今回の助成で購入した資機材だけが対象ですか。</p> <p>今回の助成で購入した資機材に加えて、すでにストックヤード整備を進めている県内数か所の資機材保有状況を定期的に報告する必要はありますか。</p>	<p>基本的には、今回の助成金で購入した資機材をリスト化し全国的に共有することを考えています。しかし、過去に都道府県共募の準備金やほかの資金で整えた資機材があり、助成を受けた団体の判断で市外、県外への提供が可能な場合は、今回の助成で購入した資機材と合わせて共有リストに入れていただきたいと思います。</p>
<p>資機材の保有状況を提出するというのは、具体的にどのようにしますか。</p>	<p>現在、支援Pの幹事団体でもあるレスキューストックヤード、にいがた災害ボランティアネットワークなどと、システムの仕様などを相談しているところです。そのため、詳細は助成決定後に助成先に対してお知らせする予定です。</p>
<p>全ての資機材を管理するのでしょうか。</p> <p>資機材提供後に返却が必要なもの、必要でないもの、消耗するもの、団体資産となり得るものなどいろいろありますが、それらをどのように取り扱う予定ですか。</p>	<p>借り受けた資機材そのものを返却する、というのは技術的に難しい場合もあり、大体同じような資機材を借りたのと同じ数返却するケース、高圧洗浄機など高額のものは原則借りたものを返却する、など、資機材の種類によって取扱いが変わってくることを想定しており、どの資機材をどこまで細かく管理するかは検討中のため、助成決定後にお知らせする予定です。</p>
<p>資機材の提供先を限定（社協の災害VC、中央共同募金会から要請のあった提供先など）することはできますか。</p>	<p>応募団体の圏域のネットワークにおける「災害VC」や、県外へ提供いただく場合「本会からの要請に基づく貸出先」は必須とさせていただきたい、という前提の中で、助成を受けた団体（資機材を保有する団体）およびその圏域のネットワークとして提供先を限定する判断はありえると考えます。</p>
<p>資機材提供の要請は中央共募からの要請のみ有効となりますか。発災時に迅速に対応するというのであれば、中央共募を通さず、県内の市町村・市町村社協の要請にこたえる形での使用は可能ですか。</p>	<p>県内に関しては、県内の市町村・市町村社協の要請により、必要な資機材を提供するしくみを作っていただく助成なので、県内の市町村・市町村社協の要請にこたえる形での使用は可能です。全社協ともスキームを協議しているところですが、県内の要請については、被災市町村社協→被災県社協→全社協→支援P（中央共募）というルートを考えています。県外への提供の要請については支援P（中央共募）又はその幹事であるレスキューストックヤード、にいがた災害ボランティアネットワークのいずれかからご連絡する予定です。</p>
<p>県域を越えた支援の場合も、相互応援（運営）のネットワークがすでにある場合は、中央共募の指示を待たず個別に提供しあうことも可能ですか。</p>	<p>被災地同士で連携して貸し借りができること自体は望ましいと考えるものの、例えば、超広域災害で全国的調整が必要となるケースにおいて、個別にA県とB県で相互応援の合意があることにより、中央共募が行う調整に協力いただけないケースが出てくることをどのように考えるか、検討の上追って回答いたします。</p>
<p>発災時に、資機材を動かす運賃、送料はどのように考えていますか。</p> <p>資機材の搬送にかかるネットワークとは、どういうしくみを想定していますか。</p>	<p>発災して資機材を被災地に送るしくみを持つことがネットワークづくり、ということだと捉えており、県内の移動に係る負担については、県内の運送業者を仲間にする、県内のNPOとネットワークを構築し、いざというときの連携方法、内容などを決めておくなど、ネットワークの中で議論していただきたいと思います。</p> <p>なお、県外の被災地への貸し出し要請に応じて資機材を送るとき費用については、資機材を必要とし、要請を行う被災地域側の負担を原則として、その費用については災害等準備金で充当することができないか等今後検討していきたいと考えています。</p>
<p>今回の助成で購入した資機材に加えて、すでに保有している資機材を県外に貸し出しする場合、その輸送費用は被災地が負担すると考えていいですか。</p>	<p>「過去の資機材分だけは輸送費を負担しない」という運用は現実的ではないので、今回の助成で購入した資機材を提供する場合と一体的に考えて、被災地が負担する方向で検討します。</p>
<p>助成金により購入した資器材について保管する義務がある期間は何年ですか。</p>	<p>災害発生時に使用が想定される資機材であるため、本助成において資機材の管理期間は設定していません。ただし、保有状況については毎年リストを提出いただく際に確認させていただきます。</p>
<p>助成金で購入した資器材は、他の財源で購入した資器材と区分して管理する必要がありますか。</p>	<p>区分して管理いただくことを求めるものではありませんが、提出いただくリストに入っている資機材と、リストに入らない資機材を同時に管理する場合には、混在させることでリストの状況との齟齬が起きないように区別いただくことが望ましいと考えています。</p>



2022年度 赤い羽根「災害時のボランティア活動資機材ネットワーク」助成公募 Q&A

ご質問	回答
助成金で購入した資器材を紛失したり、利用できなくなった場合は、新たに購入するなどして補填しておく必要がありますか。	助成金で購入した資機材が使用不可能な状態となった場合（紛失含む）に、新たに独自に購入するなど、補填を行う必要はありませんが、リストからは速やかに削除いただくようお願いします。
資器材を紛失したり、破損して利用できなくなった場合、中央共同募金会に届け出る必要がありますか。	特に届け出る必要はありません。
購入した資機材に中央共同募金会の助成金で整備したことを掲示する必要がありますか。	新たな費用や作業負担が発生する可能性があるため、特別な提示は必要ないと考えています。